

「インボイス制度に伴う領収書の対応について」

2023年10月1日からのインボイス制度施行にあたり、領収書(適格請求書)の取り扱いについては以下のとおりとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

①「手書き領収書」について

原則、発行いたしかねます。

機械印字での[明細書・領収書]のみとなります。

②「割り勘精算」について

インボイス制度に対応する領収書の発行はいたしかねます。

③「領収書の合算」

複数の領収書を1枚に合算した領収書の発行はいたしかねます。

お客様にはご協力をお願いするとともに、ご不便をおかけすることもございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新大阪ゴルフクラブ 支配人